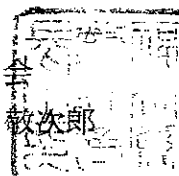


福岡医発第1237号(保)

平成14年10月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敏次郎

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う精神医療費
の公費負担の取扱いについて

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県保健福祉部障害者福祉課より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 精神医療費の公費負担の取扱いは下記のとおりであります。
- 2) 福岡県精神科病院協会並びに福岡県精神神経科診療所協会会長へは、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別途通知されています。

記

※精神医療費の公費負担の取扱い

1. 通院医療費の公費負担の取扱い(精神保健福祉法第32条関係)

老人医療受給対象者に対する通院医療費の公費負担の取扱いについては、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様、以下の仕組みとなったこと。

- (1) 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた通院医療の一部負担金の額が12,000円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考1-1参照)
- (2) 精神保健福祉法に基づく一部負担額(通院医療費の5%)が、低所得者の自己負担限度額を上回るときは、当該費用徴収額と低所得者の自己負担限度額との差額を高額医療費として現物給付すること。(参考1-2参照)
- (3) 通院医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うこと。(参考1-3参照)

2. 措置入院費の公費負担の取扱い(精神保健福祉法第30条関係)

- (1) 老人保健法に基づく一部負担金の額が、精神保健福祉法に基づく費用徴収額を超えるときは、当該超える額について措置入院費の公費負担による医療が行われたものであること。

- (2) 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた措置入院に係る医療の一部負担金の額が40,200円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。(参考2-1参照)
- (3) 措置入院に係る医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うが、医療機関での一部負担金の徴収は、公費併用に係る費用徴収額と保険単独の医療に係る定率負担額とを通算して老人医療受給者の負担区分に応じた自己負担限度額とされたこと。(参考2-2参照)

「公印省略」

14障精第174号
平成14年10月4日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(精神保健福祉係)

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
精神医療費の公費負担の取扱いについて

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別紙(写)のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会会員に対する周知につきまして、お取り計らいの程、よろしくお願いいたします。

なお、(社)福岡県精神科病院協会会長並びに福岡県精神神経科診療所協会会長に対しましては、当課から別途通知しておりますことを申し添えます。



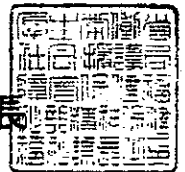


障精発第 0924001 号
平成14年9月24日

都道府県
各 精神医療主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神保健福祉課長



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
精神医療費の公費負担の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日から施行されるが、これに伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）による公費負担の取扱いについては、下記の点に留意の上、円滑な施行に努められるよう、特段の配慮をお願いする。

また、医療機関等の関係者に対しても、周知徹底方お取り計らい願いたい。なお、本通知の施行に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う精神医療費の公費負担の取扱いについて（平成12年12月14日障精第67号については廃止する。

おって、本件については、老人医療担当部局とも調整済みであることを、念のため、申し添える。



記

1. 老人保健法の一部負担金の取扱い

(1) 通院の場合

老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部負担金の月額上限制及び定額制が廃止され、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様の仕組みとなったこと。ただし、(2)の入院等の場合は、この限りではないこと。

(2) 入院等の場合

① 入院の場合における高額医療費の支給については、これまでの取扱いと同様、同一の月の一の医療機関での一部負担金の徴収は、個人ごとに自己負担限度額までとし、それを超える部分は高額医療費を当該医療機関に支払うものとされたこと。

② 入院以外であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「在総診等」という。）に係る高額医療費の支給についても、同一の月の一の医療機関での一負担金の徴収は、個人ごとに自己負担限度額までとして、それを超える部分は高額医療費を当該医療機関に支払うものとされたこと。

③ ②の厚生労働大臣が定める療養は、寝たきり老人在宅総合診療料又は在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養及びこれらの療養を受ける老人医療受給対象者が当該療養を受ける月において当該療養を行う医療機関から受ける外来療養とされたこと。

④ 自己負担限度額は、次のとおりとされたこと。

ア) 入院の場合

i) 一般の老人医療受給対象者

40,200 円

ii) 一定以上所得者である老人医療受給対象者

72,300 円と、当該入院療養に要した費用の額（その額が361,500 円に満たないときは、361,500 円）から361,500 円を控除した額に100 分の1 を乗じて得た額との合算額。ただし、多数該当の場合には、40,200 円とする。

iii) 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第15条第1項第3号に該当していることについて市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の認定を受けている者

24,600 円

- iv) 老人保健法施行令第15条第1項第4号又は第14条第6項に該当していることについて市町村長の認定を受けている者
15,000円

イ) 在総診等の場合

- i) 一般の老人医療受給対象者
12,000円
ii) 一定以上所得者である老人医療受給対象者
40,200円
iii) ア) のiii) 又はiv) の者（以下「低所得者」という。）
8,000円

2. 精神医療費の公費負担の取扱い

(1) 通院医療費の公費負担の取扱い（精神保健福祉法第32条関係）

老人医療受給対象者に対する通院医療費の公費負担の取扱いについては、現行の健康保険法その他医療保険各法と同様、以下の仕組みとなったこと。

- ① 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた通院医療の一部負担金の額が12,000円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。（参考1-1参照）
② 精神保健福祉法に基づく一部負担額（通院医療費の5%）が、低所得者の自己負担限度額を上回るときは、当該費用徴収額と低所得者の自己負担限度額との差額を高額医療費として現物給付すること。（参考1-2参照）
③ 通院医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うこと。（参考1-3参照）

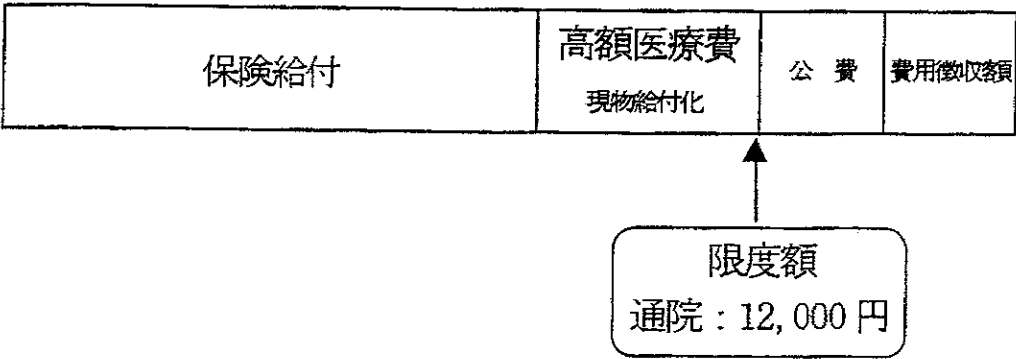
(2) 措置入院費の公費負担の取扱い（精神保健福祉法第30条関係）

- ① 老人保健法に基づく一部負担金の額が、精神保健福祉法に基づく費用徴収額を超えるときは、当該超える額について措置入院費の公費負担による医療が行われるものであること。
② 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の医療機関等について受けた措置入院に係る医療の一部負担金の額が40,200円を超えるときは、当該超える額を高額医療費として支給すること。（参考2-1参照）
③ 措置入院に係る医療とそれ以外の医療が同時にあわせて行われる場合はそれぞれ区分して扱うが、医療機関での一部負担金の徴収は、公費併用に係る費用徴収額と保険単独の医療に係る定率負担額とを通算して老人

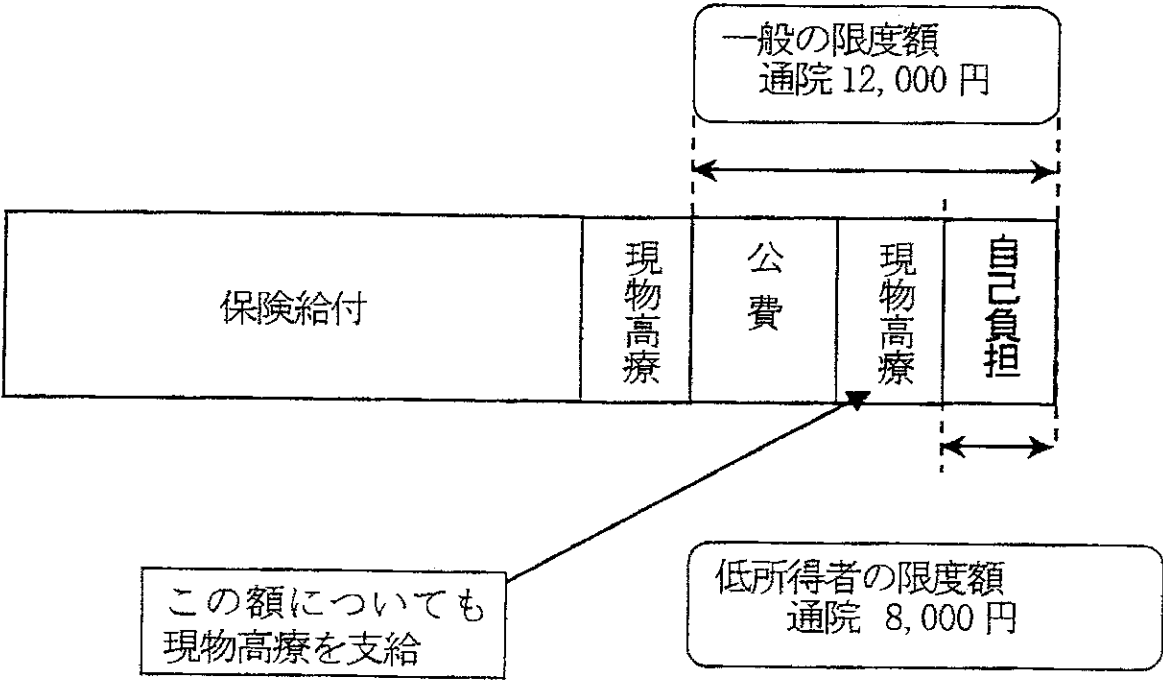
医療受給者の負担区分に応じた自己負担限度額とされたこと。(参考2-2参照)

- 3 健康保険法その他医療保険各法における70歳以上の高齢者の場合
老人医療受給対象者と同様の取扱いとされたこと。

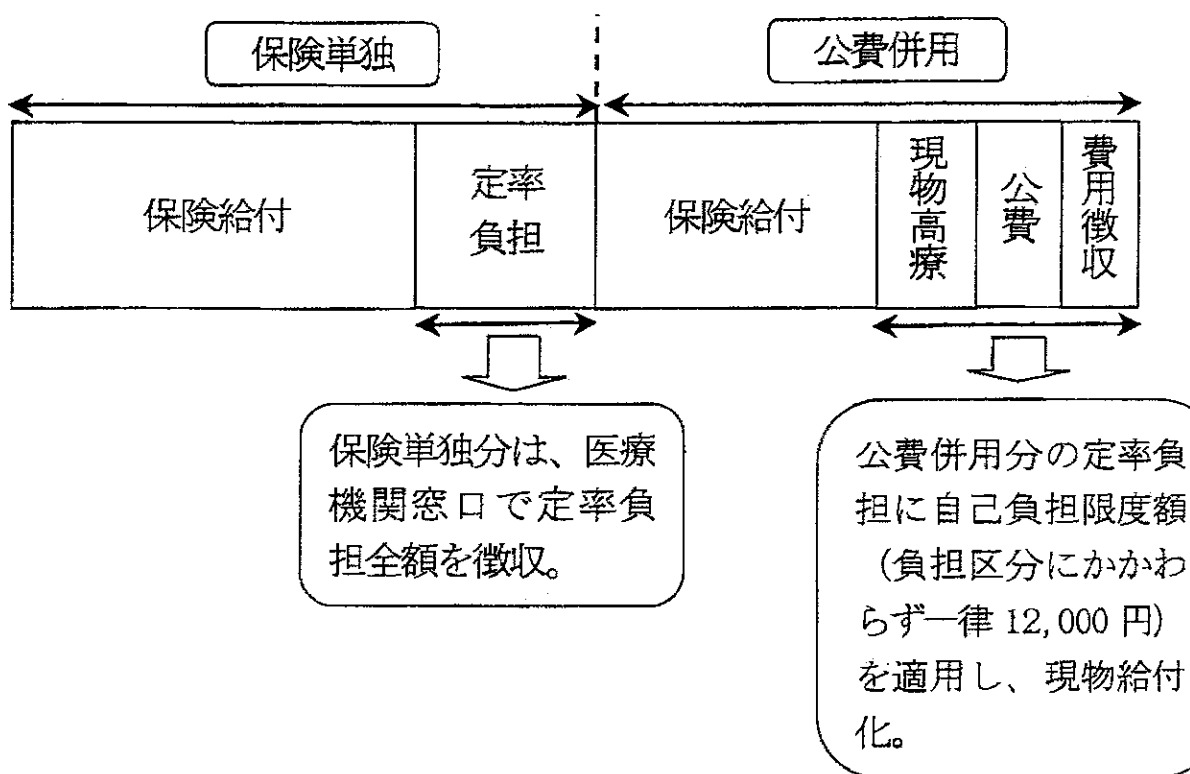
参考1-1



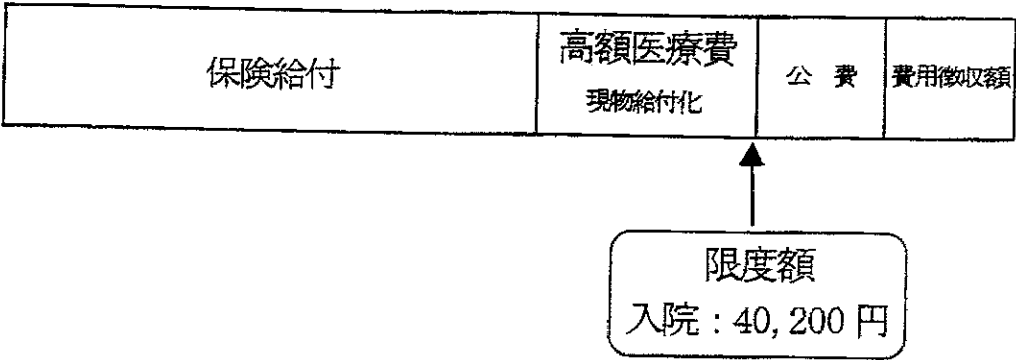
参考1-2



参考1-3



参考2-1



参考2-2

